

船舶事故調査報告書

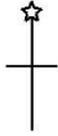
令和6年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月4日 08時45分ごろ
発生場所	香川県土庄町蕪崎西南西方沖 讃岐干振島灯台から真方位121°630m付近 (概位 北緯34°31.7′ 東経134°10.1′)
事故の概要	プレジャーボート新拓丸Ⅲは、北東進中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年1月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 新拓丸Ⅲ、5トン未満（長さ6.34m）
船舶番号、船舶所有者等	271-25844岡山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約54cm（入部）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、蕪崎南西方沖から同崎西方沖の釣り場に向けて、約18km/hの対地速力で北東進中、同崎西南西方沖の干出岩（以下「本件干出岩」という。）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、自力で離礁し、船長が118番通報を行ったのち、自力航行して最寄りの土庄町四海漁港に寄港した。</p> <p>本船の喫水は、船首尾共に約0.5mであった。</p> <p>船長は、蕪崎沖を低潮時に航行するのが初めてであったが、以前から、潮位が高い時に蕪崎沖で複数回、釣りをした経験があったので、付近に障害物等はないと思っていた。</p> <p>船長は、慣れた海域であったので、海図等で水路調査を行っておらず、本件干出岩の存在を知らなかった。</p> <p>本船は、GPSプロッター兼魚群探知機を搭載していたものの、船長は、本事故当時、釣り場を移動する距離が短く、移動先ですぐに釣りを開始できるよう、魚群探知機能の画面のみを拡大表示させていた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、蕪崎南西方沖を北東進中、船長が、本件干出岩の存在を知らず、潮位が高い時に蕪崎沖で釣りをした経験から付近に障害物等はないと思い、GPSプロッターの画面で水路の状況を確認しないまま航行を続けたことから、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>

	<p>船長は、慣れた海域であったことから、事前に水路調査を行わなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、蕪埼南西方沖を北東進中、船長が、本件干出岩の存在を知らず、潮位が高い時に蕪埼沖で釣りをした経験から付近に障害物等はないと思い、GPSプロッターを表示しないまま航行を続けたため、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、陸岸付近では、暗礁、岩礁及び干出岩が点在しているので、事前に海図等によって水路調査を行い、航行中はGPSプロッター等により、陸岸付近の障害物を確認し、障害物に接近しないように航行すること。

付図1 事故発生経過概略図



本事故発生場所
(令和5年11月4日
08時45分ごろ発生)

